

《付論》 臼杵藩岩戸口屋番所について

芦 刈 政 治

1 はじめに

大分県大野郡三重町大字久田字中尾720番地に臼杵藩岩戸口屋番所があった。小高謙一家には慶応2年（1866）の番所関係文書が残され、小高正和家にも番所役人であったとの口碑が伝わり、また、臼杵藩記録にも番所名と番人名が記述されている。

一両年中に国道502号造成工事が行われ、当番所遺跡の完全な保存が難しい事情となった。この時期に当たって当番所の歴史をまとめ、その設置意義を明らかにしておきたい。

2 江戸時代の臼杵城路

三重郷岩戸口屋番所は臼杵城路上にある。臼杵城路とは臼杵城下から岡城下までに通じる道路である。『豊後国志』を引いて説明を加えよう。

海部郡臼杵城路 直入郡岡城南滑瀬橋、至野津莊小切畠村十里余、所經草深野、下自在二里、長迫、岩戸、三重市三里余、葦刈、竹脇、野津市三里余、池原、小切畠二里、是海部郡界臼杵莊搔懷村也、自是距臼杵城二里、通計十二里余

とある。つまり、岡城の南に滑瀬川（竹田市）があり、滑瀬橋が架けられている。ここから草深野（緒方町草深野）を経て下自在（緒方町下自在）まで二里の行程である。それから長迫（清川村砂田）を通り岩戸（清川村岩戸）に出る。ここは臼杵藩に接する岡藩南東端の村落である。

岡藩岩戸村と臼杵藩山方村（三重町久田）の間には岩戸川がある。現在、岩戸川は奥岳川と称する。宇田枝川と中津牟礼川を合わせて北東に流れて岩戸・柿木村の東をかすめ、沈墮滝の下手で大野川に出会う。この岩戸川には橋がなく岩戸渡という渡しとなっている。

「中川内膳正領分大道筋」によれば岩戸川、広三拾八間、深三尺、但歩渡り（「豊後国古城蹟并海陸路程」『大分県郷土史料集成地誌篇』）とある。歩渡りは浅瀬に飛び石を設けて行ったのであろう。もちろん、後世、河水の多いときは舟渡りが行われているから江戸時代も同様と思われる。

岩戸渡を渡り、臼杵藩側にとりつくると急坂がある。急坂はつづら道となっており、2カ所に石垣を積んで登坂しやすい道を造っている。道幅は約一間である。玉田村（三重町中玉田）の集落の北側を通過して釘守堤の脇に出る。ここから玉田川を渡って市原（三重町市原）の台地に上り、長沢堤（明暦元年・1655）築造、昭和53年（1978）ごろに埋め立て消滅）の傍らを通って市場村（三重町市場一区平源店の横）に出る。

次に岡、臼杵領境界における遊行上人賦存の旅の模様を記してみよう。延享4年（1747）4月、賦存は岡城下を訪れ、同月24日六ツ過ぎに出発して臼杵城下へ向かう。此处（牧組大庄屋カ）より一里程行くと領分堺とあり、岩戸川に到着する。「もっとも歩行川なり」とあるから歩いて渡ったものか。この川が岡領と臼杵領の堺である。ここで馳走人（見送り人）や医師と別れる。川岸を渡ると臼杵城下から15人ほどの出迎え人が来ている。「川上に岩戸坂あり」と記している。この坂から三重市場村へ向かう。峠に郡奉行、医者が迎えに来ており、そこに茶屋がある。一里ほど行って泊まる。七ツ半に本陣亭主庄屋第介の家に入るとある（『遊行日鑑』『大分歴史事典』）。

『豊後国志』に「三重郷市場村、呼んで三重市という。延喜兵部省式曰く、駅馬五疋」とあり、平安

時代には三重駅が設置されていた宿場町である。江戸時代には臼杵藩の在町として商業の中心地となり繁栄した。文化年間には山方役所、歩質方や紙方役所などの臼杵藩衙もあり、天保8年には臼杵藩三重代官所も置かれて地方政治・経済の中心であった。

3 岩戸口屋番所と番人

臼杵藩は領内に番所を置いた。口屋とも口屋番所ともいう。はじめは城下の出入り口に置かれた。臼杵城防衛の必要性からであろう。延宝5年(1677)までに平清水、海添の二番所を置いたが、元禄3年(1690)までに東塩田、西塩田、福良、原山、祇園馬場の五番所が追加された。いずれも番人を勤務させて出入りの人々の監視をさせている(『大分県史近世編1』)。

在中の番所は佐伯領界の警固屋(津久見市)、岡領界の三重(三重町)、府内領界の広内(大分市)の三カ所が元禄元年(1688)には既に設置されている。このうち、岩戸口屋番所は正保3年(1646)、三重口屋の名称として置かれた(『大分県史同』)。幕末には御取締場として次の11カ所が設置された「小高謙一家文書」。

岩戸 広内 竹場 末広 熊崎 警固屋
伊崎 下ノ江 川口 海添 平清水

このうち、岩戸取締場が岩戸口屋番所である。番所は岩戸川を渡った坂上にある。岩戸川の岡領側の渡り口は、岩戸村集落から岩戸川に向かって東に下ったところにあり、やや斜め上流の向こう岸のわずかな土地に臼杵領の渡り口がある。

これは近代の渡り口であるが、岡領岩戸番所から同領渡り口までほぼ直線に下る道があり、臼杵領に渡って急坂道を西の方に上り岩戸口屋番所のある低平な台地に行き着く位置関係から、近世の岩戸渡りもほとんど同様であったと考えられる。

岩戸渡りの付近は岡領の属する岩戸川左岸に比べて、臼杵領側はほぼ切り立った岸壁で、岩戸口屋番所を通過する道路以外は小道の造成すら出来ない所であり、人馬の通行は不可である。したがって岸壁のわずかな土地に通路を造り、その坂上の低平な土地を開いて臼杵藩が番所を設置するには最適の土地条件であった。

臼杵市立図書館に岩戸口屋番所の位置を描いた臼杵藩絵図が保存されている。年代を記していないので作成年代は不詳であるが、三重川下流、野津地域と三重地域に架かる虹澗橋が描かれているから文政7年(1824)以後の作成であることは間違いない。

この地図には三重市場村の街中を通る一条の道路が描かれている。これが岡藩から抜ける臼杵城路である。市場の西の街口からほぼ直角にこの道路が北上して玉田村を通過し、岩戸川へ向かう。岩戸川の右岸台地上で一旦東進し、さらに直角に屈折する。つまりコの字型の二つ目のカーブ上に塀設置様式の建物が描かれ、一般の建築物と異なることから岩戸口屋番所と推定される。その建物の西側に二棟の草葺きの民家と向かい側に一棟の民家が描かれており、口屋番の私宅と推定される(巻頭図版4参照)。

警固屋番所について「御口屋屋根瓦先頃之風雨ニ損候ニ付御修覆」(「古史捷天保6年8月」)と記しているから、岩戸口屋番所も同様瓦葺と考えられる。

口屋番所の修復について次の文書がある(「古史捷」)。

嘉永元年(1848)6月(日ヲ欠ク)

岩戸口屋番所修覆之節、是迄上玉田一組限り諸雑用相弁来候処、此節修覆ニ付番者、三重郷中申談、

向後諸雜費入箇之分七組より相弁度（下略）

この文書から岩戸口屋番所の家屋修理については、三重郷七組の負担とすることが決められている。文化一揆の際に上玉田組の岩戸口屋番所修理費用負担を取りやめるように要求があった。これが容れられたのであろう、後世、三重郷七組負担として継続された。

岩戸口屋番所の経費は、弘化3年（1846）12月には「岩戸口屋雑用錢八拾匁八分五厘右御代官仕出御算用」（「古史捷」）とあるから、三重代官所の経費の内から支弁されていたのであろう。

先述したが、口屋番の家系であると伝承されているのは小高家である。現在は国道502号線沿いにあるが、明治時代の初期には番所の位置に居住しており、同時代に火災に会い、便利さを求めて現在地三重町大字久田801番地に移転したという。三戸の小高家があり、備前長船の脇差や番所関係古文書を所蔵している。古文書や伝承、所蔵品から口屋番の係累と考えられる。

小高家略系図

五百一番屋敷居住 武 八 — 重 造 —（古文書を所蔵する家系）— 謙一
明治39年、89歳で没

五百二番屋敷居住 栄 治 — 久米五郎 —（旧墓地を管理する家系）— 水彦
明治18年、56歳で没

五百三番屋敷居住 作 治 — 孝 造 —（脇差・地券を所蔵する家系）— 正和
明治40年、74歳で没

小高家の墓地関係調査で江戸時代に小高氏を名乗る墓碑は次のとおりである。

明和7年（1770）8月吉日建 小高吟工門 法界供養塔造立

文政3年（1820）9月9日没 小高喜惣治 行年39歳

喜惣治は喜三治、又は喜想治と記す場合もあった。その母は天明4年（1784）9月11日、76歳で没している。吟工門との係累は明らかでないが類縁関係にあると考えてもよいであろう。武八の妻はムメという。ムメは小高喜想治（喜惣治）の次女である。重造（重蔵）は大野郡於牟礼村（野津町藤小野）莊田市三郎の次男で、武八とムメの養子となって小高家を継いだ（「新田村書類」）。

実はこの武八が岩戸口屋番なのである。次の文書を見よう（「古史捷」）。

天保元年（1830）10月12日

一 岩戸口屋番山方村武八相果候付、跡世倅分治ニ願度申上候事

文書中の「岩戸口屋番」が岩戸番人である。山方村は岩戸口屋番所の所在地である。武八が死亡したので口屋番を倅の分治に相続させたいとの願書である。武八は小高謙一家の先祖である。その倅は分治となっているが「小高家家譜」には見えない。おそらく早世したものか。その後、重造を養子としたのであろう。江戸時代末期の岩戸口屋番は小高武八—重造と引き継がれたと考えられる。

後年、嘉永4年（1851）正月11日、広内村（大分市）口屋番に札右衛門が、警固屋口屋番に徳之丞が任命された。これらと並んで岩戸口屋番が「山方村武八当年願之通申付候事」（「古史捷」）とされて、再び武八の名前が出る。武八は襲名であろうか。

小高氏は、18世紀後半には既に小高姓を名乗っており、ことに吟工門建立の供養塔は臼杵城路上にあり、交通上の要地に当たることから小高姓は口屋番として姓を名乗ることを公認されたものと思われる。吟工門と武八の関係は未詳であるから、今のところ岩戸口屋番については武八以降しか検出できない。なお、武八については寛政2年、文化7、10年の庚申講中に名前がみえる(本書13・14・15図参照)。

岩戸口屋番の給与はどれくらいであったのであろうか。天保元年(1830)12月18日の文書に次のように給与が記されている(「古史捷」)。

天保元年(1830)12月18日

一 岩戸口屋番例年之通米壹俵被下候事

とあり、年々このとおりとあるから天保のころは一年米壹俵の給与であることがわかる。しかし、この壹俵も支給中止となっている。すなわち、同日付の文書に次の記載がある。

同(天保)七年申五月、沓場株一代限御免被仰付、以後被下米止候事

とあり、岩戸口屋番には沓場株を一代限り認めるので、天保7年以降は米壹俵の支給を中止するというのである。臼杵藩では村々の弁指(のち小庄屋)が組内に店を出し、猪口株、沓場株をもつことが許された。猪口株とは酒の小売権、沓場株とはわらじ売買権であろう。また、一般の人々もこの権利を借り受けることができた(「文政八年三月二十日 下玉田組留書」)。小高分治も沓場株を所持することが認められたので、米壹俵の給与が打ち切られたのであろう。

この給与は、代々同じであったのであろうか。弘化元年(1844)11月、「岩戸口屋番山方村武八給米壹石貳斗」(「古史捷」)とあり、一定していない。

先述した遊行上人賦存の岩戸川渡河の後、臼杵藩領に入り、峠で茶屋に立ち寄った。おそらく、この茶屋が小高家の経営する沓場と同所にある茶屋であろうと思われる。

番人には口屋番と派遣の番人の二種類があったことは先述した。これまでは口屋番について触れたが、派遣の番人とは如何なる番人であろうか。

天保9年9月(日を欠く)

一 岩戸・清水原両口屋之拔致改御足輕(差)遣候

とある(「古史捷」)。抜というのは密売買である。この取り調べに当たる足輕身分の番人を派遣したというのである。その給与は口屋番とは異なって、米・現金が支給されている。しかも高額である。差遣とは臼杵城から現地に派遣するということである。

このことから番人には現地人を口屋番に取り立て、代替給与として沓場株などの権利を与え、手形改めなど通常の番所業務をさせ、抜け荷の検査など非常の業務を行う場合には臼杵城から足輕を派遣して番人としたのであろう。

4 岩戸口屋番所の役割

岡領と臼杵領の境界にある岩戸口屋番所は、どのような役割を果たしたのであろうか。残された古文書によって考察してみよう(「古史捷」)。

天保8年(1837)12月(日を欠く)

- 一 岩戸御番所江十月廿日以降、御番人差遣、拔穀致吟味候付、飯米・雑用錢是迄之振合
壹ヶ月米貳斗、錢四十目被下候様申上、其通被仰付候之事

岡領堺の岩戸口屋番所に非常勤務の事情が起こった。拔穀の吟味をするために臼杵藩では岩戸口屋番所に番人を派遣することになった。派遣番人の給与は1ヶ月米二斗と錢四十目とするという。

かなり長期になる見通しである。拔穀とは臼杵藩未承認の穀物密売買である。この穀物を岩戸口屋番所で調べて処置しようという事態である。

これより先、臼杵藩では佐伯領堺の川登(野津町)の清水原に新番所を設置し、番人を2名派遣することにした。このころ、岡領から佐伯領へ臼杵領を経由して様々な物資が輸送されていた。この物資輸送は臼杵藩の未承認の物資であつたらしい。

天保4年(1833)11月(日を欠く)

- 一 竹田領より佐伯領へ付通し候諸荷物、岩戸口屋番より送手形差出、清水原
ニ而右送手形引上候事

とある(「古史捷」)。この事情を把握するため岡領堺の岩戸口屋番から岡藩荷物に送り手形を与え、佐伯領堺の清水原番所でその手形を収めさせるようにする。このことによって岡藩と佐伯藩の取引状況が把握でき、密売買を防ぎ、臼杵藩の利益を確保することができると判断された結果であろう。

この岩戸口屋番の手形発行は効を奏し、翌5年7月までには清水原新番所を引き払うことになった。しかし、こののち、臼杵藩には諸荷物抜けが多くなったという情報がもたらされた。そこで、一旦、引き上げた番人を、又々、派遣して手形改めをさせることにした。前にも触れたが、天保8年にも「抜け穀」の吟味が、また、天保9年にも「抜け改」がなされているので、岩戸口屋番所は岡藩からの諸荷物一とくに米穀密売買の取り締まりの役割をもっていたと解せられる。

岩戸口屋番所は密売買の取り締まりだけではなく、旅人の取り締まりにも当たった。

岩戸口屋番の末裔である小高謙一文書を記してみる。

一岡領より罷越候旅人国所姓名

承り札、御城下江罷通候者ニ

候ハハ、往来切手相改鑑札

相渡可差通事

但 御城下迄者不罷通

御領分在中江用事有之歟

又者日向・佐伯筋等江

罷通候者江者鑑札不及

相渡候事

附り不審之者ニ候ハハ

留置三重市御代官所江

相窺差図可受候事

旅人物貰一切為入込申

間敷事

但形は僧尼又神職ト者
たり共、無遠慮追返可申事
一何者ニ不寄、地他之見分ケ
付兼候者は、屹度承札可申事
一鑑札_者五日目ニ差送可申事
慶応二年_寅八月 旅人取締方

藩内の取締場11カ所（先述）が記され、取締文が記されている。

岡領から来る旅人の国や姓名を聞きただし、臼杵城下に行く目的の者であれば往来切手を改め、鑑札を渡して通せ。鑑札は5日目には送り返す。

口屋番所で切手（通行手形）を改めさせるだけでなく、臼杵城下へ行く者には岩戸口屋番所発行の鑑札を渡せと命じている。旅人は岩戸口屋番所から発行された鑑札と切手とを臼杵城下入り口にある平清水口屋番所で提示しなければならない。つまり臼杵城下へ行く者は二重の身分証明を持参しなければならないのである。

もし不審な者がいて、岩戸口屋番所で判断できないときは三重市の代官所に連絡して通してよいか、どうかを伺えといい、城下に行かないで、臼杵領内の何処か、日向や佐伯などに行く者には鑑札を渡す必要はないということから考えて、明らかに臼杵城および城下警衛の意図をもつ達書である。

また、旅人や物貰いは一切、領内に入り込ませるな。それらの人物が、たとえ僧侶や尼、神職・占者の形をしていようと遠慮なく追い返せ、土地の者、他国の者とも見分けのつかぬ者は嚴重に聞きただせという。後段は領内治安・秩序の維持を意図している。

「臼杵時代考」に臼杵藩では、慶応2年5月、兵庫警衛の命令があり、異変の節は城中と原山の鐘・太鼓打ち交じりを鳴らす。その時は登城せよという命令も出されている。また、同月、旅人取締の命令を出し、新町の長屋を取締役所に充て、警固屋・末広・熊崎・竹場に新たに番所を設けて警備体制を固めている。

江戸時代後期に至って、幕藩政治が衰退の域に達すると、臼杵藩も例外なく藩政改革に狂奔することになる。村瀬庄兵衛による天保改革では「入るを図って出るを制する」徹底した政策が取られた。この政策のもとで密売買を取り締まった岩戸口屋番所は領内経済立て直しに大きな役割をもっていたと考えられる。

また、文久年間、岡藩では小河一敏ら尊王攘夷派の活動が盛んとなり、尊王攘夷論者が旅人に変装して臼杵領内に入り込み、藩体制を動揺させる懸念も生じた。岡藩境にある岩戸口屋番所は、この面からも警衛上、重要な役割を果たしたと考えられるのである。

参考までに岩戸口屋番所がわずかながら記された文学作品を掲げよう。吉村昭「ふおん・しいほるとの娘」は、江戸時代末期に来日したシーボルトの娘お稲が四国の二宮敬作の元に医学修行に行く途中の様子を次のように記している。

「牧口、柿木の各村落を過ぎ、岩戸川という川のほとりに出た。その川の中に塚が立っていて、対岸は臼杵領という文字がきざまれている。

一行（お稲・千代・吉兵衛ら）は渡し船で川を渡り、番所で切手の改めを受け、玉田村をへて夕刻に三重の町に着いた。」

この文には岩戸口屋番所と付近の地理が正確に記述されている。小説ではあるが岩戸口屋番所の通常の役割が描かれているように思う。

5 むすび

明治時代となって藩境が取り除かれ、岩戸口屋番所は臼杵藩警衛拠点としての役割を終えた。しかし、明治時代の中期に新道が開削されるまで江戸時代の道は残されて、茶屋で憩う旅人も少なくなかったであろう。西南戦争の際も官・薩両軍の兵士たちは番所跡に苦悩の足跡を記したに違いない。

幸い、大分県教育委員会の詳細な調査と大分県の精緻な工事計画の配慮・施工によって岩戸口屋番所の相当部分が保存されるということである。

是非とも番所に植栽された梅の木と積まれた石垣、排水溝、石畳など当時の面影を可能な限り残し、江戸時代の交通資料の一端として後世に伝えたいと思う。

付 記

史料の収集・披見に当たって、とくに大分県先哲史料館・大分県立図書館・臼杵市立図書館・三重町立図書館・三重町中央公民館・小高謙一、正和家・丈六寺・河野信義氏・平山竜一氏にお世話になりました。厚くお礼を申し上げます。